

富山県総合体育センター企業広告等掲載業務実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富山県企業広告等掲載業務実施要綱（平成19年2月22日制定。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定に基づき、富山県総合体育センター（以下「センター」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(広告掲載の方法)

第3条 センターにおいて実施する広告掲載の方法は、施設内壁面への掲出とする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載数及び掲載場所等については、別途富山県総合体育センター企業広告等掲載業務募集要項（以下「募集要項」という。）で定めるとおりとする。

(広告の対象範囲)

第5条 広告の対象範囲については、要綱第4条第1項及び富山県企業広告等掲載基準（平成19年2月22日制定。以下「掲載基準」という。）に定めるとおりとする。

(広告の制限事項)

第6条 広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当し、かつ、スポーツ競技等の円滑な進行を妨げるおそれのある広告は掲載しない。

- (1) 蛍光塗料や高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの
- (2) 過度に鮮やかな模様や色彩を使用するもの
- (3) その他、視覚的に不快感を与えるおそれがある場合

(広告掲載の期間)

第7条 広告掲載の期間は、原則として1年以内とする。ただし、富山県営体育施設における広告の掲載に関する契約書第3条第2項に定める契約の延長をする場合は、この限りでない。

(広告取扱業者の募集の方法)

第8条 広告取扱業者の募集は、県の物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和7年富山県告示第118号。以下「告示」という。）に定める競争入札参加者の資格等の要件を満たすもののうち「広告・宣伝・ネームプレート」の分野に登録している者、センターの指定管理者又は大会や試合等でセンターを使用する法人その他の団体の中から募集する条件付き公募の方法により行うこととし、応募の手続き等は別途、募集要項で定めるとおりとする。

(広告取扱業者の選定)

第9条 県は、前条の規定による申込みがあった場合は、最高額の見積金額を提示した者を、広告取扱業者として選定する。なお、最高額の見積金額を提示した者が複数あった場合は、抽選により選定する。

2 県は、前項の選定を行ったときは、その結果を申込みがあった者に書面にて通知する。

(契約の締結)

第10条 広告取扱業者は、別途県が指定する期日までに、広告の掲載に関する契約(以下「広告掲載業務契約」という。)を締結しなければならない。

(行政財産の目的外使用許可)

第11条 広告取扱業者が、センターでの広告掲載を行うときは、あらかじめ富山県財産管理規則(昭和40年富山県規則第10号)第17条の規定に基づく行政財産の使用許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。

(広告掲載料等の納入)

第12条 広告掲載料及び行政財産の使用料に関する条例(昭和39年富山県条例第13号)第2条に規定する使用料(以下「広告掲載料等」という。)は、県が指定した期日までに、県が発行する納入通知書により一括納入するものとする。

2 広告掲載料等が、県が指定した期日までに納入されない場合は、県は、納入期日の翌日から納付日までの日数に応じて別途遅延損害金を請求することができる。

(広告の内容等の審査)

第13条 県は、広告取扱業者が掲載しようとする広告の内容等が明らかとなる資料をあらかじめ広告取扱業者に提出させ、これを審査するものとする。

2 県は、前項の審査において、広告の内容等が第5条及び第6条の規定に反すると認められる場合は、広告取扱業者に対し広告の内容の修正等を指示するものとする。この場合において、広告取扱業者は、県からの指示に従わなければならない。

(広告取扱業者の取消し及び広告掲載業務契約の解除)

第14条 県は、広告取扱業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その選定を取り消すとともに、契約を解除することができる。

(1) 県が指定する期日までに広告掲載料等の納入がない場合

(2) 広告掲載業務契約の定めに違反した場合

(3) 施設を公用又は公共用に供するために必要であると県が認める場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を継続することが適切でないと県が認める場合

(広告掲載料等の還付)

第15条 納付された広告掲載料等は、還付しない。ただし、前条第3号のほか広告取扱業者の責に帰することができない理由があると認められるときは、その全部又は一部を還付する。

2 前項の規定により還付する広告掲載料等には、利息を付さない。

(広告の遮蔽)

第16条 県又は施設を管理する者（以下「県等」という。）は、次の各号に掲げる場合には、期間を定めて広告を遮蔽することができる。

(1) 広告掲載を行う施設の利用者から、広告の遮蔽の要請があったとき。

(2) その他県等が特に必要であると認めるとき。

2 県等は、前項の場合にあっては、あらかじめ広告取扱業者へ通知するものとする。

3 第1項の場合にあっては、県等は、広告取扱業者が受ける損害を賠償する責を負わないものとする。

(協議)

第17条 この要領に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、県と広告取扱業者の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、要綱の規定を適用する。

附 則

この要領は、平成19年12月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年2月1日から施行する。